

早稲田大学大学史資料センター 資料等の複写物の利用に関する細則

(目的)

第1条 この細則は早稲田大学大学史資料センター資料利用内規第17条に基づき、資料等の複写物の出版等における利用（以下、「複写物の利用」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の要件)

第2条 複写物の利用は、学術研究若しくは社会教育等の公共的目的を持つと認められる出版物・放映作品等について許可するものとする。

(利用の手続き)

第3条 利用を希望する者は、別紙様式3号の出版掲載等利用承認申請書に以下の書類を添えて、利用予定日の3週間前までに所長に提出するものとする。

- 一 出版物・放映作品等の企画書及び利用を予定している複写物の利用部分・掲載箇所等が明示された書類
- 二 返信用封筒（切手貼付）
- 三 その他、所長が必要に応じて提出を求める書類

2 申請書類の提出方法は郵送に限るものとする。この場合において必要な費用は利用を希望する者が負担するものとする。

3 所長は、提出された出版掲載等利用承認申請書及び関係書類に基づき必要な審査を行い、利用が適当であると認めるときは通知するものとする。

(利用の限定)

第4条 利用者が再販・増刷や再放送等を行う場合には、その都度、前条に定めた手続きに従い、所長の承認を得なければならない。

2 展示・ウェブ等における利用期限は、原則として利用開始予定日を含む年度の3月31日までとする。

(許可の取消・利用制限)

第5条 所長は、この細則及びその他の規定に違反した者に対して、複写物の利用許可を取り消すとともに、以降の利用を禁止又は制限することができる。